

# 『エルエル』 徹底分析!! 第18回

『エルエル』誌は協励会唯一の公開誌として年3回発行されている。店頭や待合室に置くだけでなく、店頭での相談販売に役立つようにさまざまな工夫が施されている。このコーナーでは、制作過程や裏話、店頭での活用法などをエルエル編集委員に解説してもらう。(総務室・広報委員会)

196号  
「おくすりの相談は  
薬局・薬店へ  
どこまで知ってる?おくすりやさんのこと」



エルエル編集委員長  
安田一喜

れを読まれた方が少しでもおくすりやさんで働く私たちのことを知って、気兼ねなく相談していただけるようになればと思います。

一般の方の“おくすりやさん”のイメージとはどんなものでしょうか。病院のお薬を処方してくれる保険薬局、一般のOTC医薬品を購入できるお店、またはドラッグストア(店舗販売業)のような大型店などなど、いろいろなイメージをもたれていると思います。そのなかで、協励薬局のように相談できるお店をイメージされる方はどのくらいいらっしゃるでしょうか。

196号では相談できる薬局・薬店をしっかりとイメージできるよう、地域の薬局・薬店で薬剤師や登録販売者が適切に相談やアドバイスをするため、また安心してお薬を服用していただくため、日々精進していることを書かせていただきました(3ページ)。また、薬

全国には約6万店以上の薬局があるといわれています(\*)。これはコンビニエンスストアの数より多く、薬店やドラッグストア(店舗販売業)を加えるとさらに増えることとなります。しかし私たちが働く“おくすりやさん”のことは、どれくらい皆さんに知られているのでしょうか。

- ・“おくすりやさん”で働く人たちは、どんなお仕事をしているの?
- ・薬局にいるのが薬剤師さんでしょうか?
- ・登録販売者はどんなお仕事をしているの?

・薬局とドラッグストアは何が違うの?

などなど、いままでこのような疑問の数々を患者さんやお客さまから寄せられたことがあるのではないのでしょうか。

私たちが思っている以上に患者さんやお客さまは、薬局や薬店またはドラッグストア(店舗販売業)について、そしてそこで働く人たちについて分からないことが多いのではないかと思います。そんな疑問を解決するために、『エルエル』誌で“おくすりやさん”のことを分かりやすく編集しました。こ

おくすりの情報は薬剤師へ

### マイナンバーカードの健康保険証利用


マイナンバーカードは健康保険証として薬局や医療機関で利用できます。受付時に設置されているカードリーダーにマイナンバーカードをかざして認証すると、健康保険証を入力することで本人確認でき、健康保険証として利用できます。マイナンバーカードを利用することでさまざまなメリットがあります。

- 1 遠慮に処方された薬のデータが薬局と連携される
- 2 Webサイト「マイナポータル」やアプリで健診結果や服薬履歴を確認できるようになる
- 3 設置されているカードリーダーで本人確認ができて、スムーズに受付できる

**事前申し込みが必要**

初めてマイナンバーカードを健康保険証として利用する前に、事前申し込みが必要です。申し込みは「マイナポータル」からスマートフォンまたはパソコンで簡単に行えます。申し込みの際はマイナンバーカード申請時に市区町村で登録した4桁の暗証番号が必要となります。

※登録のあった薬局または医療機関が対象となります。



10 11月20日現在 厚生労働省 11

おくすりの情報は薬剤師へ

### 薬局のオンライン化

#### オンライン調剤予約

専用のアプリを使用して処方せんの画像を撮影へ送信し、薬剤師に調剤の予約を行うことができます。調剤完了の連絡を受け取ることで、待ち時間を短縮することが可能です。処方せんの原本は薬局で受け取る時に必要となります。

#### オンライン服薬指導

パソコンやスマートフォンなどを使用して、自宅にいたが薬剤師から薬の説明や正しい方の説明を受けることができます。処方された薬は薬局から配達などで受け取ることもできます。

#### 服薬フォローアップ

薬剤師から薬を受け取るだけでなく、次の通院や薬局へ行くまでの間に患者さんが薬を正しく飲めているか、副作用や体調の変化がないかどうかなど、薬剤師が必要に応じてフォローアップします。薬剤師に患者さんが薬を正しく飲めているか確認はできません。電話や専用のアプリを使ったチャットやビデオ電話などを使用しています。

※これらもオンラインサービスを利用している薬局が対象となります。




11 11月20日現在 厚生労働省 11

おくすりの情報は薬剤師へ

### 薬剤師の仕事

薬に精通している「おくすりの専門家」です。生化学、生薬学、物理化学などの基礎知識から薬の作用、臨床薬学、薬理薬理学など多岐にわたる専門知識を薬学専攻で学び、薬剤師国家試験に合格して薬剤師免許を取得しています。薬は日々進化しているため、卒業後も研修を兼ねています。

薬剤師法では、「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の上及び増進に寄与し、もつて國民の健康を保護するものとする」と定められています。働く場所や仕事内容はさまざまです。漢方薬の調製、在宅介護の支援、薬師サポート、スポーツファーマシスト(アンチドーピング機構が認定)など深い専門知識を要する薬剤師や、がん、糖尿病、腎臓病、リウマチ、子どもの病気などに特化した薬物療法に関する知識をもつ専門薬剤師もいます。公衆衛生の向上や薬物乱用防止に向けた啓発活動も行っています。



12 11月20日現在 厚生労働省 11

### さまざまな場所で活躍する薬剤師

#### 薬局

患者さんから相談された症状や体調・体質に合った薬や健康食品、サプリメントなどのアドバイスをする一方で、セルフメディケーションを推進しています。

処方せんに基づき調剤、薬の正しい使い方や飲み合わせの指導、多剤服用の検査・服薬指導開始と、調剤用の処方箋発行、服薬の管理のために患者さんの情報を一元化し、服薬履歴と連携して薬学的観点から患者さんの健康を総合的にサポートします。このように、「かかりつけ薬局・薬剤師」をもつことで、より深くサポートを受けられます。

#### 病院

調剤、注射薬や点滴の調製・管理、服薬指導、薬物治療モニタリングのほか、患者さんの治療や生活の質の向上を目指すとする医療チームの一員として働いています。

#### 製薬会社、大学、行政機関

研究・開発・情報提供などを行っています。

#### 学校

幼稚園から高等学校までのすべての学校で、学校薬剤師は薬品類の管理、校舎の衛生管理、飲料水やプールの水質検査、教室などの空気・湿度・温度・騒音・騒音・給食の衛生検査などを行い、結果に応じてアドバイスしています。子どもたちに薬の正しい使い方や、薬物乱用防止、タバコやアルコールの害についての授業を行うこともあります。

#### 災害時における薬剤師の役割

大規模災害時に医療チームの医療救護活動に参加し、避難所などで調剤や薬剤のアドバイス、服薬指導などを行います。また感染症拡大防止など、公衆衛生の向上も務めています。

13 11月20日現在 厚生労働省 11

剤師というお薬の専門家の仕事内容も詳しく説明させていただきました。

薬剤師＝薬局と思われることも多いと思いますが、ご存じのとおり、病院や学校、企業の研究・開発や学術、大学の研究室など、薬剤師はさまざまな方面で活躍しています。これらを踏まえ、薬剤師は薬を処方する以外に、どのようなことができるのか知ってもらいたい必要があると思います。例えば、多剤服用の軽減や重複薬剤の服用防止なども薬剤師の仕事だということは意外と知られていないような気がします(12～13ページ)。

登録販売者の存在も、もっと知っていただきたいと思います。OTC医薬品のなかで第2類と第3類の販売ができる登録販売者は、今後さらに注目されていくセルフメディケーションにおいての良き相談者として重要性を増していきま

す。また薬剤師と連携することによって、OTC医薬品と医療用医薬品の飲み合わせ相談など、幅広いニーズに応えることができると思っています(14ページ)。

近年のITの伸張に伴い薬局でもオンライン化が進み、調剤予約や服薬指導、服薬フォローアップなどが可能になってきました。オンライン化には設備を調える必要がありますが、調剤予約などはスマートフォンのアプリケーションで比較的簡単に予約でき、薬を受け取るまでの待ち時間を短縮できるメリットなどがあります。またマイナンバーカードは保険証として利用でき、服薬履歴などが専用サイトから見られるようになっています(10～11ページ)。

将来、病院の診察券としてもマイナンバーカードが使えるようになり、処方せんをデータ化し、マイナンバーカードを提示するだけで

調剤できるようになるとされています。オンライン化が進み薬局の効率化が高まれば、患者さんも働く私たちもさらに便利になっていくのではないのでしょうか。

今回の『エルエル』誌は、薬局・薬店について詳しく説明したため専門的な言葉が多くなってしまいましたが、できるだけ難しい表現は避けるように制作しました。監修の(公社)日本薬剤師会元会長・佐谷圭一先生にもご協力いただきました。

この『エルエル』誌を読んだ後、「私が行ってる薬局・薬店はこんなところなんだ!」と思っていただくことでお客さまと私たちとの距離が縮まり、相談のきっかけになれば幸いです。

<参照>  
 ※薬局の店舗数:「令和2年度衛生行政報告例の概況」、厚生労働省 (mhlw.go.jp)